

<報道発表資料>

〈環境省同時発表〉

令和3年12月10日

高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う野鳥緊急調査の結果 について

美里町の養鶏場における高病原性鳥インフルエンザの発生を受けて、野鳥監視重点区域内における野鳥緊急調査を実施したところ、野鳥の大量死等の異常は確認されませんでした。

1 調査日

令和3年12月9日（木）

2 調査結果

環境省が指定した野鳥監視重点区域内（発生農場の周辺半径10km圏内）における渡り鳥の飛来地7か所において、本県が野鳥の生息状況調査等を実施した結果、野鳥の大量死等の異常は確認されませんでした。

参考：野鳥緊急調査で観察された鳥類

検査優先種	種数	種類
検査優先種1	8種	ヒドリガモ、カイツブリ、カンムリカイツブリ、ハヤブサ、ノスリ、オシドリ、コハクチョウ、キンクロハジロ
検査優先種2	3種	マガモ、ホシハジロ、オナガガモ
検査優先種3	12種	カルガモ、コガモ、カワアイサ、オカヨシガモ、カワウ、アオサギ、セグロカモメ、オオバン、トビ、ハシビロガモ、ミコアイサ、ミサゴ
合計	23種	

※検査優先種：「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」(http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/pref_0809.html)において感染しやすい種を中心に設定しているもの。

3 今後の対応

野鳥監視重点区域において、引き続き野鳥の監視を継続します。

4 留意事項

- ・鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等があった場合を除き、通常では人には感染しないと考えられています。日常生活において、鳥の糞便等に触れた場合には、手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありません。
- ・同じ場所でたくさんの野鳥などが死亡している場合は、発見場所の住所地を管轄する環境管理事務所へ御連絡ください。
(<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0508/tyouzyu/toriinfuru.html>)
- ・なお、現場周辺での取材については、ウイルスの拡散や感染を防ぐ観点から、現に慎むようお願いいたします。

<参考情報>

- 埼玉県における家きんの高病原性鳥インフルエンザについて
(<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0908/katikuboueki-top/hpai-setumei.html>)
- 環境省ホームページで高病原性鳥インフルエンザに関する様々な情報を提供しています。
(http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/index.html)
- 野鳥との接し方について
(https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/2017yachotonosessikata.pdf)

<問合せ先>

- 野鳥に関すること
環境部みどり自然課 野生生物担当
電話 048-830-3143
- 家きんに関すること
農林部畜産安全課 家畜衛生担当
電話 048-830-4175